

議 第 4 号

国土強靱化の強力かつ計画的な推進  
を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣 あ て  
国 土 交 通 大 臣  
国 土 強 靱 化 担 当 大 臣  
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (防 災)

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、我が国における自然災害が激甚化・頻発化しており、本年1月に発生した能登半島地震では、人的被害及び住家被害に加え、電気・水道等の生活インフラにも甚大な被害が生じたことから、防災・減災に向けた国土強靱化の推進は、これまで以上に重要な課題となっている。

現在、国においては、令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、自治体とともに国土強靱化の取組を推進している。また、昨年6月の「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の改正において、国土強靱化に関し実施すべき施策の内容及び目標を定めた「国土強靱化実施中期計画」を政府において策定することが新たに規定された。

今後も、国と自治体が一体となり、将来にわたって切れ目なく国土強靱化に取り組んでいくためには、現在の5か年加速化対策における計画的な事業の実施はもとより、5か年加速化対策終了後の取組に必要となる予算・財源の十分な確保に向け、国土強靱化実施中期計画の早期策定が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、我が国の自然災害の発生状況を踏まえ、国民の命と財産を守る防災・減災対策を継続的・安定的に実施するため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、当初予算から必要な予算・財源について通常予算とは別枠で確保するなど、国土強靱化の取組を強力かつ計画的に推進するよう強く要請する。